



鳥取県公報

平成13年 1月16日(火)
第 7 2 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県営土地改良事業計画の変更（耕地課）..... 1
	土地改良法による換地計画の決定（3件）（ " ）..... 1
教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）..... 3

告 示

鳥取県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営公害防除特別土地改良事業小田川地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成13年 1月17日から20日間
- 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月17日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
佐治村役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区（第4工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月17日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
佐治村役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区（第4工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月17日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に知事に申し立てること。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年 1月16日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年 1月18日 (木) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 公立学校教職員人事について
 - (2) その他

